十五の二　第二条第十六号の二の窓ガラス	第四十三号改訂版
十五の三　第二条第十七号の騒音防止装置	第四十一号第四改訂版
十五の四　第二条第十九号の前照灯	第九十八号改訂版 第百十二号改訂版
十五の五　第二条第十九号の二の前照灯	第百二十三号改訂版

に

改める。

第三号様式中

第二条第三号の二の操作装置	8以上
第二条第三号の三のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置	
第二条第三号の四のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置	

を

第二条第三号の二の応急用予備走行装置	8以上
第二条第三号の三のタイヤ空気圧監視装置	
第二条第三号の四の操作装置	
第二条第三号の五の操作装置	
第二条第三号の六のかじ取装置	
第二条第三号の七のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置	
第二条第三号の八のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置	

に、

第二条第十六号の乗降口の扉の開放防止装置

を

第二条第十六号の乗降口の扉の開放防止装置
第二条第十六号の二の窓ガラス

に、

第二条第三十二号の後退灯	8以上
第二条第三十二号の二の低速走行時側方照射灯	5以上

を

第二条第三十二号の後退灯
第二条第三十二号の二の低速走行時側方照射灯

に

改める。

（道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十三年国土交通省令第七号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「、平成二十七年十二月八日までは」を削る。

附則第四条中「、平成二十七年十二月二十九日までは」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省・環境省・林野庁・境水産省・経済産業省・国土交通省・厚生労働省・文部科学省・告示第一号

奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第四条第一項の規定に基づき、奄美群島振興開発基本方針を定めたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十六年六月十日

総務大臣　新藤　義孝
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

奄美群島振興開発基本方針（平成26年５月７日総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣決定）

Ⅰ　序　文

奄美群島は、本土から遠く隔絶した外海に位置することや、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情を抱えている。同群島は、昭和28年12月に我が国に復帰した翌年に復興計画が策定されて以降、これらの特殊事情による不利性を克服するため、産業の振興、社会資本の整備等に積極的な諸施策が講じられてきた。

これらの諸施策は、国の特別な措置及び関係地方公共団体や地域住民の不断の努力により着実に実施され、社会資本の整備が着実に進む等一定の成果が見られ、地域住民の生活水準が向上したほか、高付加価値型農業等の進展が見られるとともに、観光・情報通信の各分野での群島一体となった取組も開始されたところである。

しかしながら、奄美群島においては、いまだ産業が十分には確立されたとは言えず、本土との間には所得水準をはじめとする経済面・生活面での諸格差が残されている。また、雇用の場が十分にないことから、若年層の多くが島を離れており、人口流出・人口減少が続いている。

今後は、これまで整備されてきた社会資本等も活用しながら、産業の振興、雇用の確保、住民の生活利便性の向上に直接働きかけるソフト施策に、より力点を置いて振興開発を推進していくことが肝要である。

こうした中、平成25年２月に、奄美群島内市町村が、同群島の自立的発展に向けて、一体となって「奄美群島成長戦略ビジョン」（以下「成長戦略ビジョン」という。）を策定し、雇用創出のための産業振興における重点分野を明確化し、成長戦略ビジョンの達成度を評価する指標の設定を行う考え方を示したことは、地域の主体的な取組としてその姿勢を高く評価すべきものであり、こうした動きに対して、積極的に支援をしていくことが重要である。

このような背景を踏まえ、奄美群島振興開発特別措置法（以下「法」という。）が改正され、法の目的に定住の促進を追加したことに加え、その実現に向け、ソフト面を中心に自らの責任で地域の裁量に基づく施策の展開を後押しする仕組みである交付金制度を創設するとともに、産業振興に係る自主的な取組を各種特例措置で支援する産業振興促進計画認定制度を創設する等、奄美群島の地域の特性に応じた産業の振興・雇用の拡大、住民の生活利便性の向上等を図ることとしたところである。